

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和7年1月16日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和7年1月16日（木） 午後3時00分
防府市役所本館3階共用会議室3A・3B室
- 3 閉会日時 令和7年1月16日（木） 午後4時05分

4 委員氏名

(1)出席者（18名）

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広
(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信
(9番)松田 祥治 (10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者（0名）

(3)農地利用最適化推進委員 三浦 義人
" 工藤 寛之

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 栗原 努
" 事務局長補佐 重村 郁子
" 農地振興係長 砂田 智子
" 書記 福田 謙一郎
" 書記 筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農地利用集積計画の公告）
議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）
議案第5号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用

地利用配分計画の公告)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条(通知)

報告第4号 農地法施行規則該当転用届について

報告第5号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

3番 小山 巽委員

4番 関谷 芳広委員

午後3時00分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和7年1月の月例総会を開催いたします。

本日の欠席の委員はおられません。過半数の委員が出席でございますので、規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事進行していきます。

本日の議事録署名委員さんは、3番の小山委員さん、4番の関谷委員さんをお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第1号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は4件になります。目的については、所有権の移転が4件です。譲受理由は、相手方の要望によるものが1件、代替地取得が1件、規模拡大が2件です。譲渡理由は、耕作困難が2件、相手方の要望によるものが2件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番、池田です。議案第1号の1は、所有権移転の申請です。1月8日に、横木委員、市職員2名と私の4人で現地確認をしました。1月14日に、譲受人に聞き取りを行いましたので報告します。現地は、お手元資料の1ページから3ページのほうですが、3ページを御覧になってください。申請地の右側が———となっていますけど、ここが———です。すぐ隣は

———です。———に現地がございます。譲渡人は、譲受人の———という
———に居住しておられるので、———が維持管理されておりました。
このたび所有権移転をすることにしたということでございました。

土地の現況は、4ページに営農計画書がありますけど、そのとおり、既に栗とかビワ、ブルーベ
リー、こういった木が植えてあって、かなり年数がたっております。草刈り等もきちんとされてお
りました。現況田ですけど、どちらかというと畑に近い、3分の2ぐらいが畑のような状況です。特
にきちんと管理されていますので問題はないと思います。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等から見て、
農地の全てを効率的に利用できると思えます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については該当して
おりません。

第4の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う日数について、農作業に従事すると見
込まれます。現在も田を経営しておられます。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利
用の確保に支障は生じないと判断します。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断
します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。議案第1号の2は、所有権移転の申請です。現地確認を1月9日午後
1時30分から4人で行いました。また、申請者への聞き取りを1月10日に自宅に伺い、倉庫な
ども確認いたしましたので御報告いたします。現地は、———
———のところにあります。お話を聞いたところ、———
7ページを御覧ください。7ページに書いてありますように、現在、———家を建て、
———の申請農地を耕して畑にしたいとの申出がありました。この方の———に、
———とのことです。自分所有の土地は———

○藤井会長 これちょっと僕も確認できてないので分かりませんが、現況は、今回の申請地は耕作されてないということですので、そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。どうぞ。

○11番 11番の池田です。ちょっとお尋ねしますが、———となっていますけど、———ですよね。これ経緯としてはどういう形に、———から、———ということで、また———ですよね。———されるんなら分かるんですけど、———になる、どういう関係かちょっと分かれば。

○藤井会長 ちょっと用語の説明してください。

○事務局 今回の件についてですけれども、今回譲受人の方が、耕作されている農地のうち幾つかが、このたびの———で、その際に新しく耕作できるところを探したいということで、今回、———、———というふうな次第になっております。

○藤井会長 それでも———という。

○事務局 そうですね。なんで、今、耕作しているところがなくなってしまうので、新しいところをちょっとあっせんしてもらおうというような。

○藤井会長 用語の説明になるんでしょうけど、それで。

○11番 ———だったら分かるんですけど、———しているということ、それがあるわけですね。あそこに土地があるよと。Aさんの土地があるから、空き地があるから、そこを替わりにどうですかと。

○事務局 というのは、その辺りの探すときの手助けをするような形ですかね。

○藤井会長 ———と書いてあるから、ちょっと誤解を招くだけで。実情はそういうことらしいんですから。

○11番 分かりました。

○藤井会長 譲受人、これをほぼほぼ全部、———と思うんですよ。倉庫も引っかかっておるんじゃないですかね。

○13番 そうですね。

○藤井会長 だから、大きな倉庫もお持ちなんですけど、これも全部引っかかるような感じですので、それでもちょっと野菜を作りたいということのようですので、よろしくお願いします。ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、4番、譲受人が同一ですので、一括上程させていただきます。なお、
———となっておりますので、——委員には退席を求めたいと思います。

[退席]

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第1号の3、4は、所有権移転の申請です。現地確認を1月9日、事務局2名と私で行いました。申請者への聞き取りは1月9日から10日にかけて行いましたので報告いたします。

資料は9ページから16ページになります。現地は、
———のところ
です。お話を聞いたところ、譲受人さん、以前から譲渡人のところでちょっとお話がありまして、強い御要望がありまして、譲り渡すということになりました。規模拡大のために譲り受けるということ
です。

———というか、長い、もう本当、1日中日が当たるような、条件として、農地としては最高の土地だと思いました。ということで、強い要望があったので譲り渡すということ
です。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、耕作予定の作物は、柑橘類（せとみ、デコポン等）を植えるということ
です。譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを広域的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件については、問題なく譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第6号の地域調和要件ですが、近隣農家と助け合って農作業を行いたいと考えているとのこと
です。以上、御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。議案第1の3番、4番、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3、4、承認いたします。

[入室]

○藤井会長 続きまして、議案第2号、事務局説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書2ページの議案第2号の2が保留となります。もう一つ、議案資料43ページの土地利用

計画図が差し替えになります。

それでは、御説明いたします。議案書は3ページ、資料は17ページからになります。

議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は8件です。転用事由の内訳は、水稻苗置場が1件、太陽光発電設備が5件、太陽光発電設備への搬入路が1件、資材置場が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は17ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号3は、太陽光発電設備です。資料は33ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号4は、太陽光発電設備です。資料は41ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号5は、資材置場です。資料は49ページからになります。農地の種別は、集団農地面積7.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号6は、太陽光発電設備です。資料は55ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.8haの農地で、—————に位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号7は、太陽光発電設備です。資料は63ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号8は、太陽光発電設備への搬入路です。資料は71ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。こちらは、許可後1年以内に原状回復予定の一時転用になります。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番ですけれども、こちらの議案は、—————を
されとるということで、関連がございますので、退席を願いたいと思います。

[退席]

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第2号の1番は、譲渡人の農地を譲受人が水稻苗置場として所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認は1月7日に、木原小委員長と事務局2名とともに実施しましたので、事後調査も含めて報告します。

資料につきましては、17ページから22ページになっております。

では、18ページ、19ページを出していただいたらと思います。申請地につきましては、—————ありまして、—————があります。ちょうどその中間地点にあ

ります2種農地で、———になります。申請地のすぐ———の隣接したところに、———があります。申請地とその周辺の農地につきましては、以前から作物の植え付けはなく、耕耘による保全管理が行われておりまして、申請地の周囲の農地も、譲渡人が所有しておるといふ状況でございます。

それから、19ページの資料につきましては、若干ちょっと資料が古くて、———になっておりますが、———ということになります。

所有権移転については、譲受人のほうから申入れがありまして、譲渡人のほうに話が行ったということで、譲渡人につきましては、どこも耕作しておられず承諾したということになっております。

それから、譲受人の話ですが、———で、———と、こういった話がありまして、都合のよい場所が見つかったということで申請したということでございます。

資料の20ページと21ページに事業の計画書があります。増加分について、箱を置くということで約———、これをそれぞれ並べるといふことのように、———を面積に換算すると———m²ちょっと超えるぐらいかというふうには試算しております。審議よろしくお願ひしたらと思ひます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

それでは、議案審議が終了しましたので、石川委員の入室をお願ひします。

〔入室〕

○藤井会長 それでは、3番、地元委員さん、説明をお願ひします。

○12番 第2号の3は、譲渡人の農地を譲受人が、太陽光発電用地として転用したいという申請です。現地確認を1月9日、事務局2名、熊安委員と私とで行いました。

資料33ページから40ページを御覧ください。現地は、———のところにあります。申請者への聞き取りは、代理人の行政書士に1月15日に行いましたので報告します。

譲渡人は、耕作をすることが困難であったところ、譲受人である太陽光発電事業を営む法人からお話があったため、このたび、譲渡申請地を太陽光発電設備に転用したいというものです。

次に、この案件に係る農地法許可基準について御説明します。

この農地の区分は第2種農地です。資料のとおり、周辺土地の所有者や自治会にも説明済みとい

うことで、周辺への説明状況は問題ないと思われます。草刈り、保全管理に努力するというこゝです。また、代替地もなく、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。御審議のほどよろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

それでは、4番、地元委員さん、説明をお願ひします。

○7番 7番の木原です。議案第2号の4について説明いたします。

転用目的は太陽光発電設備の設置です。1月7日に事務局と原田委員とで現地確認をして、その後、聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、—————にあります。譲渡人は、—————ですが、—————、—————ため手放したということです。申請地の現況は、保全管理がされていて、隣接地はほぼ転用済みで、残った農地も耕作されていないので、営農への支障はありません。

今回設置するに当たって、水利や草刈りなど管理を行うと、—————したとこのことです。報告は以上です。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きましては、5番、地元委員さん、説明をお願ひします。

○5番 5番、原田です。議案第2号の5番は、譲渡人の農地を譲受人が、資材置場として賃貸借権で転用したいという申請です。現地確認は1月7日に、木原小委員長と事務局2名とともに実施しましたので、その後の調査も含め報告します。

資料は49から54ページになります。49ページのところを出していただいたらと思います。申請地につきましては、—————にある2種農地で、—————になります。49ページの図面に、申請地の上のほうですか、——という印刷文字があるかと思いますが、ここは昨年の—————に駐車場としての転用案件が出まして、許可したというところですから、—————、ここに—————ということになっております。

資料の今度は50、51ページのほうに、申請地とその周辺が確認できるかと思ひます。

5 1 ページのほうに申請地がありまして、すぐ——がありますが、ここ———ということになっております。

それから、申請地の状況ですが、ここにつきましては、草刈りによる保全管理がずっと行われております。それから、すぐ南側に隣接した農地がありますが、ここも耕耘による保全管理が行われているという状況です。

譲受人の話なんですが、———に、———、こういったのを置いておるといふことで、このたび———移設場所を探しておったところ、譲渡人の承諾を得たため、申請になったということでございます。

後日、譲渡人からも話を聞いておりまして、譲渡人のほうは、数年前に夫から農地を引き継いで、そのときから作物については全く植付けはしておらないということ、身内の方が草刈りを行っておるといふ状況で、今は誰かに全ての農地を引き受けてもらいたいと思っていることをおっしゃっております。

それから、———について聞いたんですが、ここは、———おって、———というふうな状況でございます。

それから、5 2 ページと 5 3 ページに事業の計画書がありまして、計画書によりますと、真砂土と採石、これの置場として申請地を利用するということになっております。審議よろしくお願ひしたらと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5 番、承認いたします。

続きまして、6 番、地元委員さん、説明お願いいたします。

○1 番 1 番の池田でございます。議案第 2 号の 6 は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備を設置するという転用申請でございます。現地確認を 1 月 7 日午後 2 時 4 5 分から、事務局 2 名と石川小委員長と私の 4 名で行いました。また、関係者への聞き取りを 1 4 日に行いましたので報告をいたします。

資料は、5 5 から 6 2 ページまでで、現地は 5 5、5 6 ページを御覧ください。

———のところです。譲渡人の方は、昨年 1 1 月に———を———に売り渡されており、現在ソーラーがもう設置してあります。5 7 ページの———のほうになりますので御覧ください。

———ということでしたので、これまできちんと耕作されており、御本人も

と思いますし、私たちも本当に残念です。

譲受人の方は—————でして、10日に私も2度ばかりお電話したんですけど、14日にはまたしまして、折り返し電話をお願いいたしました。

計画書の中で気になりましたのは、排水、雨水の放流先等が自然浸透となっております。60ページです。すぐそばに水路がありますので、基本的には年2回の清掃作業に出てくださいようお願いしたんですが、会社としてはしないことになっているとの返事でした。そこで、私も今までどの地域の方にも一応お願いしていますのでということで、—————と相談され、地区の方針に従ってくださいとお願いしました。また、工事も計画書どおりにされるようお願いしました。

また、55ページにありますように、第3種農地となっております。以上です。皆様方の御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、8番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いいたします。

○16番 16番の原田です。議案第2号の7の許可申請は、譲渡人2名の農地を譲受人が譲り受けて、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。現地確認を1月8日に、事務局2名及び末廣委員、それから、西村推進委員とで行いました。また、1月9日以降に譲渡人、それから譲受人、あるいは—————に聞き取りを行いましたので、これらについて報告をいたします。現地は63、64ページのとおり、—————ほどのところなんですけれども、全体が丘、いわゆる丘陵地となっております。農地区分は第2種農地ということとなっております。

この65ページの図の申請地、2名の譲渡人がいるんですが、いずれの農地も、現状では長年耕作されていないと、いわゆる遊休地です。中には、小さな木が、低木です。もう木が生えているような状態でした。

現地確認したときは、業者のほうがある程度の草は刈り取っていましたが、耕作は、譲渡人に聞いたところ、もう—————作っていないよという話でした。

そういう状況の中で、業者のほうから、太陽光についての売買のアプローチがあったので、売買することにしたということでした。

譲受人は、書類上は—————となっておりますが、施工あるいは維持管理、あるいは近隣等への説明は、全て—————が対応しているということでした。

それから、この中で、事業計画の中のその他参考となるべき事項のところに、排水処理のことが書いてあるんですけども、ここ丘陵地ということで、いずれも雨水は両サイドに自然に流れていくという形で、昔からここ畑地なんで、当然水は上から下に流れるんで、すぐ周りにこれ農地があるんですけども、畑があるんですが、そのまま自然に水はもうそこへ流れるという形。ここでは、表現は、いわゆるあて越しの慣習というふうに書いてありますけれども、要は上の畑から下の畑そのままもう雨水は流れていくという感じの処理で、特別何もしないということのようです。もともと畑なんで、周りに水路らしきものも何もないんで、それもやむを得ないのかなというふうに思いました。

それから、第2号の8なんですけれども、この2つの農地に資材を搬入する道路として、一時転用で、—————の農地の一部を転用して搬入路とするということになっております。

地図上では、この2つの農地の右側に細い赤線があるんですけども、人が歩ける程度の幅で、とても資材を運べるような道ではありませんので、下の道路のほうから、—————の農地の一部を使って搬入をします。ここかなり段差があるんで、業者のほうにどうやって運ぶんだというふうな話をしましたら、恐らくユニック車で下から資材を吊り上げて上の農地へ下ろすというようなやり方を取るしかない。段差を埋めるような工事までしてやることはしないというふうに言っておりました。

工事が終われば、当然1年以内に原状復旧をするということで、この—————の農地も、現在これ半分ぐらいは、譲渡人の方が耕作をしておられます。ただ、今回一時転用する場所については、現在何も耕作はしていないので了承をしたということでした。

両案件とも、特に事業計画、あるいは被害防除計画については特に問題点はなく、周辺農地等に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないと思いますので、本件についてはやむを得ないと考えます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。これ事務局のほうがいいかな。ちょっと聞いてみるんですけど、その他の参考となるべき事項で、雨水があて越しということで、従来の慣習で雨水を処理したいということなんですけど、そもそも慣習というのは農地同士の慣習であって、農地以外になったときに、雨水をその下の農地に流すというのは、自分の責任で雨水を処理すべきじゃないかと思うんですけど、慣習崩れちゃうでしょう、そこで、農地でない。

○藤井会長 事務局、どうですか。

○事務局 事務局がお答えします。そちらの慣習については、ここに書いておるところでいうと、これまででしたら農地でということろは確かにおっしゃる通りかなと思うんですけども、私ども、—————には、そのあたり一応確認を取っておりまして、隣地の水の流れるところの方は、もうしよ

うがないよねということで、了承はされておるといふふうに聞いております。

○2番 今回は多分了承取っておるんじゃないと思いますが、これ私の担当地区でももめたことがあるんで、もめる種なんです。大雨降ったら大量の水が来ますので浸み込むわけない。何か野菜植えちゃったらそこに水がどどっと来るといふことですから、農地以外にしたときは、やっぱり自分の責任で、その水をどうかしてもらわんと困るなと思います。

○16番 いいですか。16番、原田です。この面積からいうと、約—————m²ですよね。—————ですよ。業者にその辺も話を聞きました、施工業者に。これ多分きれいに整地したら、雨降ったら大変なことになるよといふことで話して、業者もその辺ある程度分かってまして、近隣の下の畑の人なんか、多少の雨はしょうがないねといふふうに了解はしているようなんですけども、といふことで、一応上は、いわゆる通常の太陽光の設置のように整地はしないで、ある程度草が生えている状態、要は水が浸み込みやすい状態にしておきますと。ただ、境界のところについては、これからの状況で、どうしても心配ならば、その隣接の人と話をして、あぜ波なんかをやることは可能だと言っていましたけど、逆にあぜ波やっちゃったら、今度流れが一方的になってしまって逆に危ないんじゃないかなと。逆に今の状態で満遍なく周りに流れるほうがいいんじゃないかなといふことで、その辺は業者によく現場を見て確認して工事してくれといふ話はしておきました。以上です。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成といふことで、7番、8番、承認いたします。

続きまして、議案第3号、4号、5号、一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明します。議案書は5ページからになります。議案第3号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和7年1月24日公告予定の利用権設定が10件提出されております。

この件の集積面積は2万4,441m²で、利用権の内訳は、所有権の移転が6件、使用貸借権の設定が4件、また新規が1件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第18条第1項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改

正前の基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得、議案第5号農地中間管理事業法第18条第7項農用地利用集積等促進計画の公告について御説明します。議案書は10ページからです。

議案第4号・5号につきましては、県で公告予定の利用権設定が37件になります。農地の集積面積は6万4,316.3m²です。こちらは、新規が35件、更新が2件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第4号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第5号によって貸付けを行うものです。御審議のほどよろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。目を通していただいて、何か御意見、御質問があればお受けしたいと思ひます。どうぞ。

○5番 5番、原田です。議案書の5ページと6ページですか。所有権移転の案件で2番目、3番目、4番目ですか。これ、ほかのは金額が入ってますけど、全く金額がついてないんですけど、これは無償ですか。

○藤井会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 ——ということです。

○藤井会長 よろしいですか。

○5番 これは誰か仲介しての契約ですか、行政書士とか。

○事務局 いいえ、基盤法を使った所有権移転になりますので、双方合意の上、農林水産振興課のほうで手続という形です。

○藤井会長 いかがですか。皆さんも御承知のように、今こういう利用権の設定ってほぼほぼ——のケースが多いんで、———ほうがよっぽど僕としては珍しいんじゃないかなという現状じゃないかなというふうに思っておるんで。（「所有権の移転」と呼ぶ者あり）これ所有権の移転か。所有権の———なの、それはちょっとおかしいやろう。たまたま書いてないだけじゃないの。

○事務局 また確認しておきます、次回。

○藤井会長 これは、条件を書く欄があるの申請書の中に。

○事務局 これは、すみません。うちのほうが、農林水産振興課のほうが受付しました申請書のちょっと原本までは、ちょっと見せていただいてなくて、その一覧をこちらに頂いて、農林からの情報を転記させていただいているというものになります。

○藤井会長 ちょっとそれ確認しちよってください。———でしょう。

○事務局 そうですね。農林水産振興課からの情報では——になっているんですけども、確認してみます。

○藤井会長 また分かり次第また報告しますのでよろしくお願ひします。

ほかに御意見ございませんか。ちょっと———に聞きたいんですけど、これ———かな、—

——かなこれ、結構新規での農林公社との契約が。

○16番 説明しましょうか。すみません、16番、原田です。第5号の機構転貸のところ、34ページの11番から47ページの申請番号37番、これ全部、——の賃貸料になっています。これ全部——です。——のほうで、今までは——で貸付けになっていたんですが、今までは——だったと思うんです。今回その契約が満了になるということで、全ての契約満了の分について、中間管理機構を通すということにしたそうです。その関係もあって、——ということ、地権者から苦情は出なかったんかといったら、それはなかったみたいです。一応——ということ、それで今回これだけ全部。まだ全部じゃないようなこと言っていました。契約満了になってないのがちょっとあるようなことを言っていましたけど、ほとんどこれで全てだということで、地区としたら、——、それから、——、それから、——も入っていますということです。

○藤井会長 ありがとうございます。ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号、4号、5号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3号、4号、5号、承認いたします。議案審議は以上です。

報告事項が1番から5番までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いします。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で閉じたいと思います。

午後4時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 1月16日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員